

# 麻薬取扱者免許の継続申請手続きを行わない方へ

- 麻薬取扱者免許の継続申請手続きを行わない場合には、免許証の返納手続き(免許の有効期間内に麻薬の取扱いを止める場合には、業務廃止の手続)が必要になります。
- また、その他に所有している麻薬の有無の届出等、必要な手続きがありますのでご案内します。

## 1 麻薬施用者免許

有効期間満了にあわせて、麻薬の取扱いをやめる場合

### ① 施用者本人が必要な手続き

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬施用者免許証返納届 (麻薬施用者免許証の添付が必要)	麻薬診療施設の住所地を管轄する保健所等の窓口	免許証の有効期間が満了したときから15日以内	麻薬診療施設に他に施用者がいない場合は、麻薬所有届等の手続きが必要 (※②麻薬診療施設の開設者の項目参照)

### ② 麻薬診療施設の開設者が必要な手続き

麻薬診療施設(病院・診療所・動物病院等)に、他に麻薬施用者がいない場合に必要です。  
(麻薬施用者が複数名いる場合には、不要です。)

麻薬の所有がある場合には、事由が発生した日から50日以内に、神奈川県内の他の麻薬診療施設の開設者等へ譲渡する(表※1参照)か、廃棄届(表※2参照)を提出の上、麻薬の廃棄をしなければなりません。

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬所有届	麻薬診療施設の住所地を管轄する保健所等の窓口	免許証の有効期間が満了したときから15日以内	麻薬の所有がない場合も、「所有なし」として、届出が必要
※1 麻薬譲渡届	麻薬診療施設の住所地を管轄する保健所等の窓口	譲渡の日から15日以内	麻薬を譲渡した場合に届出が必要
※2 麻薬廃棄届	○麻薬診療施設の住所地が横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の場合 →県業務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び同センター	事由が発生した日から50日以内	届を提出してから麻薬取締員等の立会いの下で廃棄すること

## 有効期間内に、麻薬の取扱いをやめる場合

### ① 施用者本人が必要な手続き

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬施用者業務廃止届 (麻薬施用者免許証の添付が必要)	麻薬診療施設の住所地を管轄する保健所等の窓口	取扱いをやめた日から15日以内	麻薬診療施設に他に施用者がいない場合は、麻薬所有届等の手続きが必要(※②麻薬診療施設の開設者の項目参照)

### ② 麻薬診療施設の開設者が必要な手続き

麻薬診療施設(病院・診療所・動物病院等)に、他に麻薬施用者がいない場合に必要の手続きです。  
(麻薬施用者が複数名いる場合には、不要です。)

麻薬の所有がある場合には、事由が発生した日から50日以内に、神奈川県内の他の麻薬診療施設の開設者等へ譲渡する(表※1参照)か、廃棄届(表※2参照)を提出の上、麻薬の廃棄をしなければなりません。

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬所有届	麻薬診療施設の住所地を管轄する保健所等の窓口	取扱いをやめた日から15日以内	麻薬の所有がない場合も、「所有なし」として、届出が必要
※1 麻薬譲渡届	麻薬診療施設の住所地を管轄する保健所等の窓口	譲渡の日から15日以内	麻薬を譲渡した場合に届出が必要
※2 麻薬廃棄届	○麻薬診療施設の住所地が横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び同センター	事由が発生した日から50日以内	届を提出してから麻薬取締員等の立会いの下で廃棄すること

## 2 麻薬管理者免許

従来、麻薬施用者が複数名いたため麻薬管理者をおいていた麻薬診療施設において、引き続き麻薬施用者免許を取得する方が一名しかいない場合には、麻薬管理者を廃止することができます。

免許証の有効期間が満了してから15日以内に、麻薬管理者免許証返納届に麻薬管理者免許証を添付の上、麻薬診療施設の住所地を管轄する保健所等の窓口へ提出してください。

### 3 麻薬小売業者免許

#### 有効期間満了にあわせて、麻薬の取扱いをやめる場合

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬小売業者免許証返納届	麻薬業務所の住所地を管轄する保健所等の窓口	免許証の有効期間が満了したときから15日以内	麻薬小売業者免許証の添付が必要
麻薬所有届	麻薬業務所の住所地を管轄する保健所等の窓口	免許証の有効期間が満了したときから15日以内	麻薬の所有がない場合も、「所有なし」として、届出が必要
麻薬譲渡届	麻薬業務所の住所地を管轄する保健所等の窓口	譲渡の日から15日以内 (譲渡可能期間： <u>事由が発生した日から50日以内</u> )	神奈川県内の他の麻薬営業者等へ譲渡した場合に届出が必要
麻薬廃棄届	○麻薬業務所の住所地が横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び同センター	事由が発生した日から50日以内	届を提出してから麻薬取締員等の立会いの下で廃棄すること

#### 有効期間内に、麻薬の取扱いをやめる場合

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬小売業者業務廃止届	麻薬業務所の住所地を管轄する保健所等の窓口	取扱いをやめた日から15日以内	麻薬小売業者免許証の添付が必要
麻薬所有届	麻薬業務所の住所地を管轄する保健所等の窓口	取扱いをやめた日から15日以内	麻薬の所有がない場合も、「所有なし」として、届出が必要
麻薬譲渡届	麻薬業務所の住所地を管轄する保健所等の窓口	譲渡の日から15日以内 (譲渡可能期間： <u>事由が発生した日から50日以内</u> )	神奈川県内の他の麻薬営業者等へ譲渡した場合に届出が必要
麻薬廃棄届	○麻薬業務所の住所地が横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び同センター	事由が発生した日から50日以内	届を提出してから麻薬取締員等の立会いの下で廃棄すること

## 4 麻薬研究者免許

### 有効期間満了にあわせて、麻薬を使用した研究をやめる場合

#### ① 研究者本人が必要な手続き

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬研究者免許証返納届 (麻薬研究者免許証の添付が必要)	○麻薬研究施設の所在地が横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び同センター	免許証の有効期間が満了したときから15日以内	麻薬研究施設に他に研究者がいない場合は、麻薬所有届等の手続が必要(※麻薬研究施設の設置者の項目参照)

#### ② 麻薬研究施設の設置者が必要な手続き

麻薬研究施設に、他に麻薬研究者がいない場合に必要の手続です。(当該麻薬研究施設に麻薬研究者が複数名いる場合には、研究廃止をした研究者が管理していた麻薬の管理を、他の麻薬研究者に行わせることができます。)

麻薬の所有がある場合には、事由が発生した日から50日以内に、神奈川県内の他の麻薬研究施設の設置者等へ譲渡する(表※1参照)か、廃棄届(表※2参照)を提出の上、麻薬の廃棄をしなければなりません。

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬所有届	○麻薬研究施設の所在地が横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び同センター	免許証の有効期間が満了したときから15日以内	麻薬の所有がない場合も、「所有なし」として、届出が必要
※1 麻薬譲渡届		譲渡の日から15日以内	麻薬を譲渡した場合に届出が必要
※2 麻薬廃棄届		事由が発生した日から50日以内	届を提出してから麻薬取締員等の立会いの下で廃棄すること

## 有効期間内に、麻薬を使用した研究をやめる場合

### ① 研究者本人が必要な手続き

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬研究者業務廃止届 (麻薬研究者免許証の 添付が必要)	○麻薬研究施設の住所 地が横浜市・川崎市・ 相模原市・横須賀市・ 藤沢市・茅ヶ崎市・寒 川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所 及び同センター	研究廃止の日から15日 以内	麻薬研究施設に他に研 究者がいない場合は、 麻薬所有届等の手続が 必要 ( <u>※麻薬研究施設 の設置者の項目参照</u> )

### ② 麻薬研究施設の設置者が必要な手続き

麻薬研究施設に、他に麻薬研究者がいない場合に必要の手続です。(当該麻薬研究施設に麻薬研究者が複数名いる場合には、研究廃止をした研究者が管理していた麻薬の管理を、他の麻薬研究者に行わせることができます。)

麻薬の所有がある場合には、事由が発生した日から50日以内に、神奈川県内の他の麻薬研究施設の設置者等へ譲渡する(表※1参照)か、廃棄届(表※2参照)を提出の上、麻薬の廃棄をしなければなりません。

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬所有届	○麻薬研究施設の住所 地が横浜市・川崎市・ 相模原市・横須賀市・ 藤沢市・茅ヶ崎市・寒 川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所 及び同センター	研究廃止の日から15日 以内	麻薬の所有がない場合 も、「所有なし」とし て、届出が必要
※1 麻薬譲渡届		譲渡の日から15日以内	麻薬を譲渡した場合に 届出が必要
※2 麻薬廃棄届		事由が発生した日から 50日以内	届を提出してから麻薬 取締員等の立会いの下 で廃棄すること

## 5 麻薬卸売業者免許

### 有効期間満了にあわせて、麻薬の取扱いをやめる場合

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬卸売業者免許証返納届	○麻薬業務所の住所地在横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び同センター	免許証の有効期間が満了したときから15日以内	麻薬卸売業者免許証の添付が必要
麻薬所有届		免許証の有効期間が満了したときから15日以内	麻薬の所有がない場合も、「所有なし」として、届出が必要
麻薬譲渡届		譲渡の日から15日以内 (譲渡可能期間： <u>事由が発生した日から50日以内</u> )	神奈川県内の他の麻薬営業者等へ譲渡した場合に届出が必要
麻薬廃棄届		事由が発生した日から50日以内	届を提出してから麻薬取締員等の立会いの下で廃棄すること

### 有効期間内に、麻薬の取扱いをやめる場合

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬卸売業者業務廃止届	○麻薬業務所の住所地在横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所及び同センター	取扱いをやめた日から15日以内	麻薬卸売業者免許証の添付が必要
麻薬所有届		取扱いをやめた日から15日以内	麻薬の所有がない場合も、「所有なし」として、届出が必要
麻薬譲渡届		譲渡の日から15日以内 (譲渡可能期間： <u>事由が発生した日から50日以内</u> )	神奈川県内の他の麻薬営業者等へ譲渡した場合に届出が必要
麻薬廃棄届		事由が発生した日から50日以内	届を提出してから麻薬取締員等の立会いの下で廃棄すること

○申請窓口問い合わせ先

※窓口対応時間等については各窓口にご確認ください。

申請窓口	区域	電話	区域	電話	区域	電話
横浜市 各区 福祉保健センター 生活衛生課 (市外局番045)	鶴見	510-1842	保土ヶ谷	334-6362	青葉	978-2464
	神奈川	411-7141	旭	954-6166	都筑	948-2357
	西	320-8443	磯子	750-2451	戸塚	866-8425
	中	224-8337	金沢	788-7872	栄	894-6967
	南	341-1191	港北	540-2371	泉	800-2443
	港南	847-8442	緑	930-2366	瀬谷	367-5751
川崎市 各区役所 地域みまもり支援セ ンター(福祉事務 所・保健所支所) 衛生課 (市外局番044)	川崎	201-3223	高津	861-3321	麻生	965-5163
	幸	556-6682	宮前	856-3265		
	中原	744-3280	多摩	935-3292		

申請窓口	区域	電話
相模原市保健所地域保健課	相模原市	042-769-8343
横須賀市保健所健康づくり課	横須賀市	046-824-7501
藤沢市保健所地域保健課	藤沢市	0466-50-3592
茅ヶ崎市保健所衛生課	茅ヶ崎市、寒川町	0467-38-3317

(前記以外の県域)

申請窓口	所管区域	電話
平塚保健福祉事務所	環境衛生課	平塚市、大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所 秦野センター		秦野市、伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所		鎌倉市、逗子市、葉山町
鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	生活衛生課	三浦市
小田原保健福祉事務所	環境衛生課	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	生活衛生課	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
厚木保健福祉事務所	環境衛生課	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
厚木保健福祉事務所 大和センター		大和市、綾瀬市

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課  
献血・薬物対策グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-1111 (代表)

045-210-4972 (直通)